

武蔵村山市の
介護予防・日常生活支援総合事業
(総合事業)について

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業の概要

平成29年4月から、現在要支援1・2のかたが利用している「介護予防訪問介護（ヘルパー派遣）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」が、全国一律の基準である介護予防給付から、武蔵村山市が実施する地域支援事業として介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。この事業では、従来の介護事業所に加えて、市民ボランティア等を活用したサービスも想定して実施します。

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業の構成

制度改正後



介護給付(要介護1～5)



訪問看護・福祉用具等

介護予防給付
(要支援1～2)



訪問介護・
通所介護

制度改正後(H.29.4～)

介護給付(要介護1～5)

介護予防給付(要支援1・2)

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1・2・事業対象者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス

変わりません

変わりません

平成29年4月
から移行します

介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れ



総合事業は、利用者が利用するサービスの内容によっては、要支援認定を受けることなく、「基本チェックリスト」の回答により、事業対象者となればサービスが利用できます。基本チェックリストを行うのは、市又は地域包括支援センターです。

市役所高齢福祉課・地域包括支援センターにご相談ください

相談者の状態を確認し、必要な支援に向けて手続きします。

要介護認定

要介護
1～5
の方

要支援
1～2
の方

非該当
の方

基本チェックリストを実施

生活機能等の状態を確認します。

事業対象者
(生活機能の低下が
みられた方)

自立した生活が
送れる方

介護サービスのケ
アプランを作成

介護予防サービスや、介護
予防・生活支援サービス
のケアプランを作成

介護予防・生活支援サービス
のケアプランを作成

介護サービス・
介護予防サービス

訪問看護・福祉用具等が必要

介護サービス
を利用

介護予防サービス
を利用

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問介護・通所介護が必要

介護予防・生活支援サービス事業
を利用

一般介護予防を
利用

武蔵村山市の介護予防・生活支援サービス

武蔵村山市の提供するサービス

サービス種別		
訪問型サービス (ヘルパー派遣)	現行の基準によるサービス	介護予防訪問介護と同一の内容を総合事業サービスとして実施
	緩和した基準によるサービス① (サービスA指定型)	基準を緩和し、生活援助のみのサービスとして実施
	緩和した基準によるサービス② (サービスA委託型)	
通所型サービス (デイサービス)	現行の基準によるサービス	介護予防通所介護と同一の内容を総合事業サービスとして実施

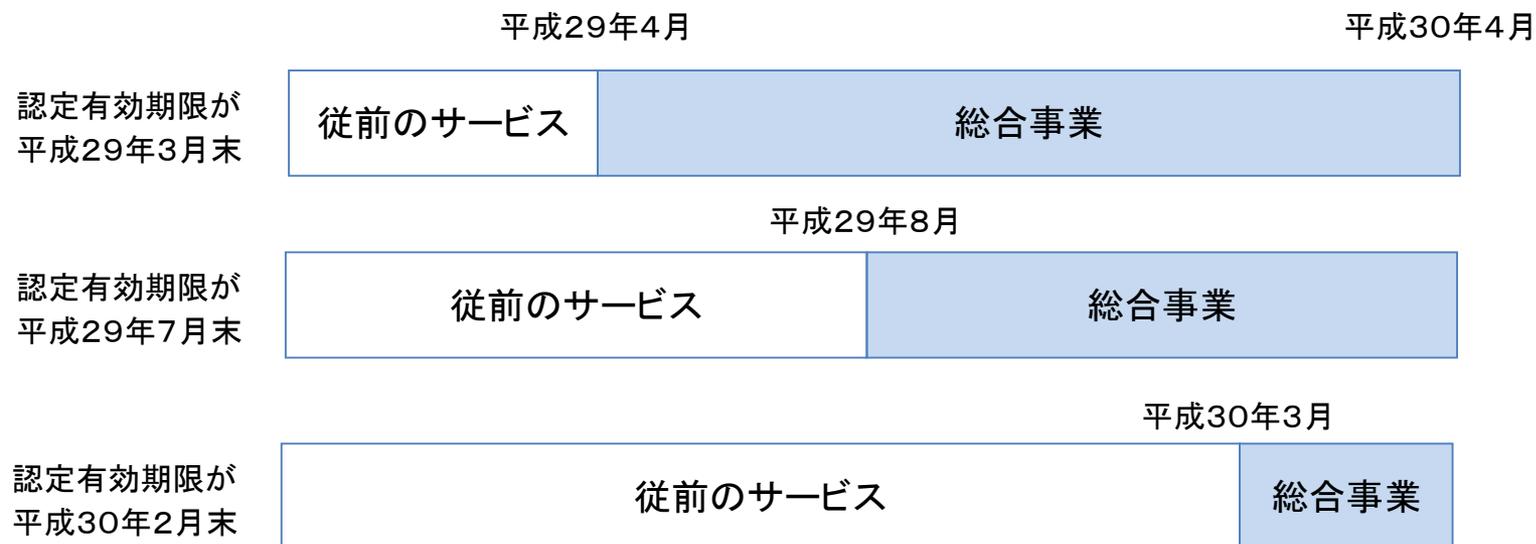
訪問型サービス(ヘルパー派遣)については、緩和した基準によるサービスを新設します。従来の訪問介護事業所の介護員だけでなく、市の実施する研修修了者「武蔵村山市認定ヘルパー」もサービスを行います。緩和した基準によるサービスは、身体介護は行わず、生活援助のみのサービスとし、利用される場合の利用者負担も安くなります。

現行の基準によるサービス、緩和した基準によるサービスは、それぞれ利用される方の状態等により利用を決定しますが、利用者の希望や各事業所の受託状況等を勘案し決定します。

すでに要介護の認定を受けている方は

平成29年4月以降の最初の介護認定有効期限で総合事業に移行します。それまでは、従前のサービスを利用できます。移行後も訪問介護や通所介護を継続して利用する場合は、総合事業の訪問型サービスや通所型サービスを利用します。

要支援の方の総合事業への移行スケジュール



訪問看護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与等のサービスに変更はありません。要支援の認定を受けている方は従前どおりサービスを利用できます。

一般介護予防事業について

65歳以上のすべての高齢者を対象に、介護予防の取組を行います。(要介護認定や基本チェックリストの該当等は問いません。)

それぞれの事業のご案内は市報等でお知らせします。

武蔵村山市の一般介護予防事業

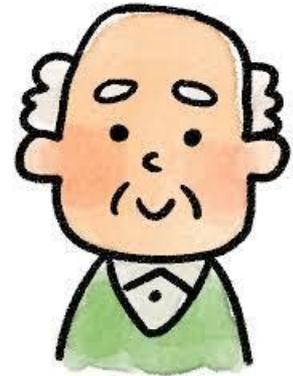
- 介護予防大作戦・脳のパワーアップ教室
- ひざ痛予防体操
- 健康太極拳教室
- 運動器機能向上事業
- 栄養改善・口腔機能向上事業
- 輝く高齢者プロジェクト



※事業ごとに、対象者を限定して実施する場合があります。

武蔵村山市 介護予防・日常生活支援総合事業

事例 村山太郎さん(80歳)の場合



- 80歳
- 要支援1(認定の有効期間5月末まで)
- ヘルパーさん(介護予防訪問介護)とレンタルの手すり(福祉用具貸与)を利用中
- 今のところ、体調等大きな変化なし

武蔵村山市 介護予防・日常生活支援総合事業

事例 村山太郎さん(80歳)の場合

- レンタルの手すり(福祉用具貸与)など、訪問介護(ヘルパーさん)と通所介護(デイサービス)以外の介護保険サービスを使う場合



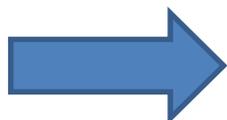
これまでと同様、要支援認定が必要

- 要支援の方の訪問・通所介護サービスは、認定の更新のタイミングで総合事業になりますが、更新後に同じ介護度なら、同じサービスを利用することができます。

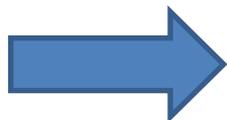
武蔵村山市 介護予防・日常生活支援総合事業

事例 村山太郎さん(80歳)の場合

- 今後、レンタルの手すりをやめて、ヘルパーさんのみを使う場合は、



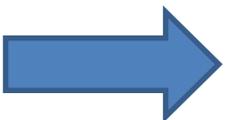
要支援認定を更新申請しなくてもサービスを利用できるかも



市役所高齢福祉課・地域包括支援センターに相談を



基本チェックリストの実施で事業対象者となれば要支援認定は不要



ケアプラン作成を経て、必要に応じてサービスを利用開始